(設置)

第1条 「烏川・神流川流域治水協議会」(以下、「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の 激甚化・頻発化に備え、烏・神流川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を 軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的と する。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会に会長を置く。会長は関東地方整備局高崎河川国道事務所長とする。
 - 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
 - 4 会長は、第1項によるものの他、必要があると認めるときには構成員を追加する他、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 1 鳥・神流川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(幹事会)

- 第5条 協議会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は関東地方整備局高崎河川国道事務所副所長(河川)とする。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
 - 6 幹事長は、第2項によるものの他、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に 諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を関東地方整備局高崎河川国道事務所工務第一課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、 協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月19日から施行する。 令和2年9月16日改定

別表1 (協議会の構成員)

会長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所長

群馬県 県土整備部 河川課長

群馬県 県土整備部 下水環境課長【追加】

埼玉県 県土整備部 河川砂防課長

埼玉県 下水道局 下水道事業課長【追加】

高崎市長

藤岡市長

玉村町長

神川町長

上里町長

別表2 (幹事会の構成員)

幹事長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所副所長

群馬県 県土整備部 河川課 次長

群馬県 県土整備部 下水環境課 次長【追加】

埼玉県 県土整備部 河川砂防課 副課長

埼玉県 下水道局 下水道事業課 副課長【追加】

高崎市 建設部 土木課長

藤岡市 都市建設部 土木課長

玉村町 都市建設課長

神川町 防災環境課長 建設課長【変更】

上里町 まち整備課長